

障福推第73号  
令和6年4月19日

各医療機関の長 様

埼玉県福祉部長 細野 正  
(公印省略)

指定自立支援医療機関の指定更新に伴う自己点検の実施について（通知）

本県の障害者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定自立支援医療機関を指定しております。今般、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、令和6年7月に指定更新となる医療機関から順次、指定自立支援医療機関開設者等指導要綱第4条一の集団指導を、下記のとおり別添の自己点検表を用いて実施することとなりました。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、指定更新の際には調査の趣旨を御理解の上、各申請書類の提出に併せて自己点検表の提出をお願いいたします。なお、自立支援医療制度の内容や自己点検表を含む各種申請書類及び要綱は、県ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/shogaisha/jiritsuiryoku/index.html>

記

## 1 対象機関

埼玉県が指定する指定自立支援医療機関

## 2 記入方法

自己点検表の点検結果欄の「適」、「否」のいずれか1つを選択した上で、「否」の場合においては、不備内容及び今後の改善策を具体的に記載してください。

## 3 提出方法

指定自立支援医療機関指定更新申請書の提出にあわせて、下記担当宛てご提出願います。

## 4 実地指導

ご提出いただいた自己点検表の内容に応じ、指定自立支援医療機関指導等実施要綱第4条二の実地指導を行う場合がございますので、ご承知おき願います。

担当 障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当  
電話 048-830-3295  
FAX 048-830-4789  
E-mail a3310-04@pref.saitama.lg.jp